

○日野町都市計画審議会条例

昭和47年12月25日

条例第25号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、および町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、日野町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（全部改正〔平成12年条例9号〕）

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（全部改正〔平成12年条例9号〕）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第1項および第2項に規定する者のうちから町長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（全部改正〔平成12年条例9号〕）

(臨時委員および専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員および専門委員は、町長が委嘱し、または任命する。
- 4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、または解任されるものとする。

（全部改正〔平成12年条例9号〕）

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（一部改正〔昭和49年条例2号・平成12年9号〕）

(議事)

第6条 審議会は、委員および議案に係る臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員および議案に係る臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(一部改正〔昭和49年条例2号〕)

(庶務)

第7条 審議の庶務は、建設計画課において処理する。

(一部改正〔昭和48年条例12号・49年2号・50年18号・56年20号・58年2号・61年1号・平成6年2号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(一部改正〔昭和49年条例2号〕)

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年日野町条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（昭和48年条例第12号）抄

- 1 この条例は、昭和48年6月1日から施行する。

付 則（昭和49年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年条例第18号）抄

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年条例第20号）抄

- 1 この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

付 則（昭和57年条例第3号）抄

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（昭和57年規則第7号で昭和57年8月2日から施行）

付 則（昭和58年条例第2号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年条例第1号）抄

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成6年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に日野町都市計画審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。